貝塚市公告第197号

国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の２の規定に基づき、納付義務者の住所及び居所が明らかでないため、令和７年度国民健康保険料督促状をここに公示送達する。

貝塚市長　牛尾　治朗

公示送達書

令和８年11月12日

下記の書類は、当市役所健康福祉部保険年金課に保管してありますので届出のうえ受領してください。

送達を受けるべき者	住所	氏名
	岐阜県岐阜市北鶉３丁目	上木原　悠斗

送達する書類名　　令和７年度国民健康保険料督促状

国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の２第３項の規定に基づき、告示をした日から起算して７日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。